

第 3 期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画の策定について
(令和 5 年度から令和 6 年度)

1 業務の目的

蒲郡市は、第 2 期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画が令和 6 年度末をもって終了する。令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 3 期計画を令和 5 年度～令和 6 年度にかけて策定する。

2 令和 5 年度業務

子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、需要量の推計等を行い、令和 6 年度に備えてニーズ調査報告書にまとめる。

(1) 提案限度額

金 3, 527, 000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(2) 業務期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(3) 業務内容

- ア ニーズ調査
- イ 現状の分析と課題の整理
- ウ 蒲郡市子ども・子育て会議の支援
- エ 需要量の推計・確保量の検討
- オ 報告書の作成

(4) 実施スケジュール

受託候補者決定までのスケジュールは次のとおりとする。

内容等	期日等
業者募集開始	令和 5 年 8 月 10 日 (木)
参加表明書の提出期間	令和 5 年 8 月 10 日 (木) ～令和 5 年 8 月 25 日 (金)
プレゼンテーション	令和 5 年 9 月 28 日 (木)
審査結果 (特定・非特定) 通知	令和 5 年 10 月上旬 予定
契約締結	令和 5 年 10 月上旬 予定

3 令和 6 年度業務

2 パターンが考えられる。

(1) パターン 1

第 3 期蒲郡市子ども・子育て支援事業計画を単独で作成する。

(2) パターン2

こども基本法の制定によって、(新規)市こども計画(努力義務)など他の計画と一体的に作成することができると明記。

子ども・子育て支援事業計画を(新規)市町村こども計画として、「市子ども・若者計画(努力義務)※」、「市子どもの貧困対策計画(努力義務)」などを一体のものとして策定する。